



笑顔つながる 健康ひろがる 輝くまち みはま

第6次美浜町総合計画

2026▶2035

はじめに

皆さまには、日頃より町政に対し深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

このたび、私たち美浜町は、将来を見据えた新たな総合計画を策定いたしました。

近年、社会環境や経済状況は大きく変化し、私たちの町も様々な課題に直面しております。しかし、こうした変化の時代だからこそ、地域の絆を大切にし、町民一人ひとりが健やかに暮らせるまちづくりが重要であると考えています。

私が目指すのは、「子どもの笑い声があふれるまち」です。子どもたちは私たちの宝であり、未来そのものです。安心して子育てができる環境を整え、子どもたちが健やかに成長できる場を提供することで、町全体が活力に満ちあふれるでしょう。

また、高齢者の方々が長年培ってきた知恵と経験を活かせる場を創出し、若い世代との交流を促進することで、世代を超えた絆を深めていきたいと考えています。すべての町民が互いに支え合い、「誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまち」の実現を目指してまいります。

この総合計画の実現には、行政の力だけでなく、町民の皆さま、事業者、各種団体など、すべての方々の参画と協働が不可欠です。皆さまとともに、美浜町の未来を切り拓いていく決意を新たにしております。

「笑顔つながる 健康ひろがる 輝くまち みはま」の実現に向け、全力を尽くして参りますので、引き続きのご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和8年3月

美浜町長 八谷 充則



目次

序論

1. 総合計画について	1
(1) 総合計画に基づくまちづくり	1
(2) 第6次総合計画の構成と期間	2
(3) 総合戦略との関係	2
(4) 持続可能な開発目標（SDGs）の実現	3
2. 時代潮流とまちづくりの課題	4
(1) 時代の潮流	4
(2) 美浜町の概況	6
(3) 美浜町のまちづくりの課題	8

基本構想

1. 将来像	11
2. まちづくりの原則	12
3. 人口	13
4. 土地利用	14
5. 政策の大綱	16

基本計画

1. 施策の体系	19
2. 分野ごとの施策	20
政策1：まち全体でいきいきと輝く人をはぐくむまちづくり	
分野1：こども・子育て	20
分野2：学び・交流	23
政策2：命と健康、暮らしを守る、安心・安全なまちづくり	
分野3：健康・福祉	26
分野4：安心・安全	28
政策3：魅力があふれ人が集うまちづくり	
分野5：産業・経済	30
分野6：環境・衛生	32
分野7：都市基盤	34
政策4：未来へつなぐ持続可能なまちづくり	
分野8：未来へつなぐ持続可能なまちづくり	37

3. 第3期美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略	40
(1) 第3期美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方	40
(2) 第6次美浜町総合計画と地方版総合戦略との関係	40
(3) 美浜町の目指す姿	40
(4) 計画期間	40
(5) 基本目標	41
4. 計画の推進	43
(1) 総合計画に基づく取り組みの進行管理	43
(2) 進行管理の体制	43

資料編

1. 美浜町附属機関設置条例	45
2. 美浜町総合計画審議会委員	47
3. 諮問	48
4. 答申	49
5. 策定組織体制図	50



序論

1. 総合計画について
2. 時代潮流とまちづくりの課題



1. 総合計画について

(1) 総合計画に基づくまちづくり

総合計画は本町の最上位計画であり、長期的なまちづくりの指針です。高度経済成長期が終わりを迎えながらも都市化の流れが引き続くなか、「喜びと誇りある豊かな住みよい” 発展的な町」を都市づくりの理念として、昭和 51（1976）年 3 月に第 1 次となる「美浜町総合計画」を策定して以来、時代のすう勢を捉えながら、総合計画に基づくまちづくりを進めてきました。

「第 2 次美浜町総合計画（昭和 58（1983）年 3 月）」では、高度経済成長期から安定成長期に移った時代の変化に即応して「都市的地域への転換」から「住民の生活の充実と福祉の向上」を目指しました。この頃に日本福祉大学が移転・開学したことで、まちは学園都市の性格を帯びるようになったところです。

「第 3 次美浜町総合計画（平成 6（1994）年 3 月）」「第 4 次美浜町総合計画（平成 15（2003）年 12 月）」には、地方分権の進展を背景に、海の見える緑豊かな住宅田園都市としての特性を生かして「美しい町、やさしい心、ふるさと美浜。」を基本理念に掲げ、調和のとれたまちづくりを指向してきました。第 4 次計画は、第 3 次計画を引き継ぎつつ住民参画・職員手作りで策定し、将来の人口減少に備えた持続可能なまちづくりへと舵を切っています。

「第 5 次美浜町総合計画（平成 25（2013）年 11 月）」では、新たな基本理念として「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」を掲げています。平成 23（2011）年の“人口減少社会元年”のインパクトを受け止めつつ、社会関係資本（ソーシャルキャピタル¹）を育みながら、社会経済状況の変化に主体的に対応できるまちを目指すこととしました。令和 2（2020）年 2 月には「第 5 次美浜町総合計画 後期基本計画」を策定し、SDGs の視点、自然災害の頻発化・激甚化、新型感染症の世界的流行などを踏まえた大幅な中間見直しを行っています。近年では、日本福祉大学とのさらなる連携のもとで、健康・福祉・教育・経済が連動するスポーツまちづくりに注力しているところです。

この「第 6 次美浜町総合計画」は、これまでのまちづくりの歩みを大切にしながら、人口減少や社会の変化が進む時代にも、住民サービスの質を保ち、将来にわたって誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるための新しい指針です。

¹ 人々の協調行動が活発化することで社会の効率性を高めることができるという考え方のもと人や社会の信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の重要性を説く概念。

(2) 第6次総合計画の構成と期間

「第6次美浜町総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」によって構成します。

【基本構想】

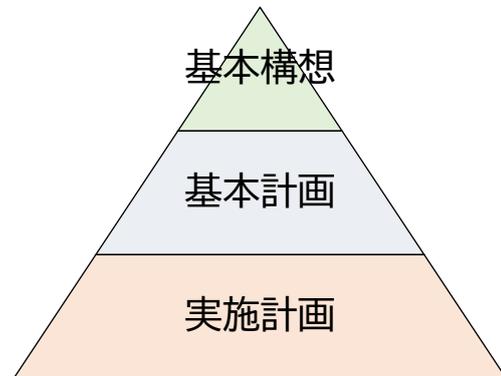
本町がめざす将来像を示すとともに、将来像の実現に向かうための政策の大綱を示すものです。令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間を期間とします。

【基本計画】

基本構想に示した政策の大綱に基づき、分野別の施策を体系立てて示す計画です。基本構想と同じく10年間を期間とし、計画期間中において必要に応じた見直しを行うものとしています。

【実施計画】

基本計画に示した施策に基づいて、行政が具体的な取り組みを実施するための計画です。3年間の計画として策定し毎年見直す「ローリング方式」により運用し、毎年度の予算編成の指針とします。



(3) 総合戦略との関係

「第3期美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、総合計画における基本計画と実施計画から、地域創生に向けて重点的に取り組むべき施策を取りまとめ、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」に規定する「地方版総合戦略」として位置づけ、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」、愛知県の「愛知県まち・ひと・しごと創生戦略2023-2027（愛知県人口問題対策プラン）」との整合を図るとともに、美浜町の地域特性や課題に応じた独自の戦略として策定します。

第6次総合計画では、総合戦略と一体的に策定することで、横断的な視点を持って取り組みを展開していきます。

(4) 持続可能な開発目標 (SDGs) の実現

持続可能な開発目標 (SDGs) は、平成 27 年 (2015 年) 9 月に開催された国連サミットにおいて全会一致で採択された、国際社会共通の目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、2030 年を達成期限とする 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられており、先進国を含むすべての国が取り組むべき指針として位置づけられています。

SDGs は、経済・社会・環境の課題を統合的に捉え、持続可能な社会の構築をめざすものであり、国のみならず地方自治体においても、その理念を踏まえた取り組みが必要です。

総合計画においてもその理念を大切にし、総合計画の目標達成が SDGs の達成に寄与する計画とします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2. 時代潮流とまちづくりの課題

(1) 時代の潮流

日本全体で進む少子高齢化や人口減少は、特に地方で深刻になっています。美浜町でも今後、人口が減ることで高齢者の割合がさらに増え、地域の仕事を担う人が足りなくなったり、医療や福祉サービスの提供が難しくなったり、空き家が増えたりと、日常生活に関わるさまざまな問題が表面化すると考えられます。こうした変化のうち、本町のこれからを左右する大きな時代の変化と考えられるものについて、以下に整理します。

①「こどもまんなか社会」への転換

こどもを社会の中心に考える「こどもまんなか社会」の考え方のもと、こどもの権利を守り、将来世代への投資を重視する動きが強まっています。国では、こども家庭庁を中心に、これまでの少子化対策を超えた新しい政策を進めています。

希望する人が安心してこどもを産み育てられる社会づくりが重視され、こどもや若者を大切にする「こどもまんなか社会」への転換が図られています。

②デジタル化と行政・都市機能の強靱化

デジタル技術の進展により、行政の効率化や手続きのオンライン化、AI²・IoT³の活用によるサービスの利便性や質の向上が進んでいます。一方で、豪雨災害や地震、新型コロナウイルス感染症、サイバー犯罪など、人々の暮らしを脅かすリスクが広がっており、都市インフラの老朽化による事故も続発しています。

これからの社会では、新しい技術を活用して、人口減少の中でも行政や都市の機能をしっかり保ち、災害や危機に強く、状況に合わせて適応していく力を備えたしなやかな地域をつくることが重要とされています。

③社会関係資本の充実

昔ながらの地域のつながりが薄れる一方で、性別や国籍、文化などの違いを認め合う社会づくりが進んでいます。NPO やボランティア、企業の活動など新たなつながりを社会の力として生かすことが重要となっています。特に孤立しやすい世帯に対しては、福祉や防災、教育などを通じて人とのつながりを支える取り組みが求められています。

² 「Artificial Intelligence」の略称で、人工知能のこと。

³ 「Internet of Things」の略称で、工場設備や航空機、発電所等のインフラ、自動車や家電など、様々なモノをインターネットにつなぎ、センサーなどから得たビッグデータを分析し、コスト削減や生産システムの効率化・最適化につなげること。

④人口減少社会に対応した自治体経営

国では、限られた財源・人材等の資源を生かして、機動的で柔軟な政策形成・評価の実践を普及・浸透させるため、根拠に基づく政策づくり（EBPM⁴：Evidence-Based Policy Making）の考え方に即して、政策目的を明確化し、手段としての財源や人材の使い方を効率的に管理すべきことを示しています。

また、防災や医療、交通などのサービスを単独の自治体で維持するのが難しくなっているため、デジタル技術を活用して、官民が協力しながら市町村界に捉われない日常的な生活・経済の実態に即したエリアでサービスを提供する「地域生活圏」の形成を促進しています。

⁴ 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

(2) 美浜町の概況

本町は、伊勢湾と三河湾に囲まれた知多半島南部に位置し、農業や漁業、観光で発展してきた面積 46.20 平方キロメートル、人口 22,496 人（令和 2（2020）年国勢調査）の町です。東西両海岸沿いに市街地が開け、町中央は丘陵地で、山林地帯の谷間には水田等農用地が開けています。

この地域は、坪山遺跡で採取された土器から、縄文時代早期にはすでに人々が生活していたことがわかっています。中世には、平治の乱で平清盛に敗れた源氏の総大将源義朝が、本町で長田忠致に討たれ非業の死を遂げ、義朝最期の地となりました。江戸時代中・後期には、廻船による海運業が盛んとなり、本町においても西海岸の野間や小野浦を中心として海運業が栄えました。

明治初期、15 の村に分かれていた本町は、幾度かの合併を経て河和町と野間町になりました。昭和 30（1955）年には、両町が合併して『美浜町』が誕生し、昭和 32（1957）年に小鈴谷町の上野間地区が加わったことで、現在の姿に至りました。

昭和 36（1961）年には愛知用水の通水が開始され、知多半島の水不足は解消されました。また、名古屋鉄道の知多新線が昭和 49（1974）年には上野間駅まで、昭和 51（1976）年には野間駅まで開通し、昭和 58（1983）年には日本福祉大学が本町に総合移転しました。さらに、平成 17（2005）年には隣接する常滑市沖に中部国際空港が開港し、知多地域の国際化や交流人口の拡大が進みました。

また、平成 14（2002）年 4 月には、地域住民の移動手段を確保し、交通弱者の利便性を高めることを目的として巡回バスの運行が開始され、公共交通の充実が図られました。さらに、令和 2（2020）年 11 月にはシンガポールより国際交流員を招致し、国際理解の促進や異文化交流の機会が広がるとともに、地域の国際的な感覚の醸成が進められています。

平成 4（1992）年には美浜町総合公園体育館、平成 14（2002）年には図書館が開館し、地域住民の健康づくりや交流促進の場として活用されるとともに、令和 6（2024）年 6 月には名鉄知多奥田駅前に「美浜町運動公園陸上競技場・交流広場」がオープンし、スポーツを核としたまちづくりの拠点として期待されています。

こうした地域の歩みや国際交流の広がりを背景として、本町は、豊かな自然環境や歴史、文化などの地域の特性を生かして、住みやすいまちを目指してきました。

一方で、本町の人口は平成 17（2005）年をピークに減少に転じており、構造的に人口が減り続ける人口減少社会の現実を直視する必要があります。こうした中で、少子化の進行に伴い、令和 3（2021）年 4 月には南部保育所と河和北保育所が統合、令和 4（2022）年 4 月には河和南部小学校と河和小学校が統合されました。これにより、教育資源の最適化と教育環境の維持が図られる一方、地域コミュニティの再編や通学環境の変化にも配慮が求められています。

また、使われなくなった学校跡地については、企業誘致など新たな利活用が進められ、地域の雇用創出や経済活性化の一助となっています。地域資源を最大限に生かした柔軟なまちづくりの姿勢が、今後の地域再生に向けた鍵となると考えられます。

これからも、豊かな自然環境や人間味あふれる住民間の関係性といった美浜の魅力を大切に生かしながら、未来に向けて「安心して幸福なまちと社会」の実現が期待されています。



野間埼灯台（夕景）

(3) 美浜町のまちづくりの課題

① “将来世代”のためのまちづくり

美浜町においても高齢化と人口減少が進んでいます。令和2（2020）年の国勢調査では、65歳以上の高齢者が全体の3割を超え、こどもの数や18歳未満のこどもがいる世帯は減り続けています。出生数が死亡数を下回る「自然減」も続いており、今後もこの傾向は続く見込みです。このような人口構成の変化は、地域経済の縮小、医療や福祉サービスの需要増、そして、将来の地域を支える人材の不足などにつながります。

町内では、子育て世帯や若い世代から、保育や教育の環境整備、経済的な支援など、子育て支援の充実を求める声が上がっており、地域社会全体でこれに応えていく必要があります。

また、地元で安心して働き、暮らし続けられるようにするためには、産業の振興や雇用の確保も重要です。主要産業に従事する人についても高齢化が進んでおり、若い担い手が不足していることから、事業後継者の育成、若者の就業支援、企業誘致による新たな雇用と地域経済の活性化が求められます。観光客の減少も続いており、地域の魅力を再発見する、新たな観光資源開発を進める、また、文化やスポーツの活動を通じて世代を超えた交流を広げることなどにも取り組んでいく必要があります。

②暮らしの安心の確保

高齢化や単身世帯の増加に伴い、日常の生活に不安を感じる人が増えています。医療や福祉サービスを安心して利用できることに加えて、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、地域のつながりや見守り体制を強化する必要があります。

また、すべての人にとって、公共公益的施設を利用しやすくし、公共交通機関等による移動手段を確保することが求められるほか、夜間や通学路等の安全対策や防犯対策も重要です。

南海トラフ地震がいつ起きてもおかしくないといわれるなか、地域防災計画に基づき、地震や津波などの自然災害に防災・減災の面から備えるとともに、災害時要配慮者への対応力を高め、また、被災時における地域社会全体の復旧・復興力を強化する必要があります。

毎日の暮らしの安心と、災害など非常時への対応の両方を引き続き進めることで、町全体の支援体制と安全性をより確かなものにしていくことが求められます。

③自然環境の保全と暮らしの基盤づくり

美しい自然や漁業・農業の風景は、美浜町の大きな魅力です。自然とともにある毎日の暮らしを保つには、環境美化と環境負荷の低減を両立させながら、豊かな生態系が損なわれない環境づくりが重要です。

生活道路や水道などは老朽化が進み、これらの維持保全にかかる費用も増えてきています。住民が将来にわたって快適に生活できるよう、着実な暮らしの基盤整備が求められます。

④持続可能な地域づくり

財政規模の縮小を見込みつつ、限りある人材・資源を生かして、行政・公共機関による公的支援である「公助」や社会保険制度などの「共助」の働きを、将来にわたってしっかりと保っていく必要があります。

他方で、地域の助け合いである「互助」の働きをこれまで以上に強め、また、一人ひとりが自らの生活を守る「自立・自助」を尊重しながら、地域の安全や福祉が確かに守られる、持続可能な地域づくりに「オール美浜」で取り組んでいくことが求められます。

併せて、近隣の市町や地域のさまざまな団体と連携し、地域の魅力を広く発信するなど、パートナーシップに根差したまちづくりへの転換も求められています。

※ 美浜町では、地域社会を支える基本的な考え方として、自助・互助・共助・公助の役割を次のように整理しています。自助とは、第一義的には自分や家族ができることを自分たちで行うこと、互助とはコミュニティによる相互の支え合いのこと、共助とは保険・年金・介護など社会保障制度のこと、公助とは行政による支援のことをいいます。



基本構想

1. 将来像
2. まちづくりの原則
3. 人口
4. 土地利用
5. 政策の大綱



1. 将来像

笑顔つながる 健康ひろがる 輝くまち みはま

将来の美浜町は、豊かな自然と調和した暮らしが確かに受け継がれており、住民一人ひとりの笑顔が隣近所・仲間・地域へと世代も超えてつながって、まち全体が温かな笑顔の輪でつながっています。

人と人とのつながりが大切にされるまちに、また新しい住民も加わって、住民みんなが自分のこととしてまちづくりに関わり、こどもから高齢者まで誰もが大切にされ、学びや活動を通じていつまでも輝いています。

また、スポーツを核としたまちづくりがまち全体に浸透して、誰もが主役となって身体的・精神的・社会的な健康を育み、その健康が人から人へと広がっています。

AI や IoT といった新しい技術の活用や近隣市町との連携が一段と進んで、効率的で質の高い公共サービスが提供され、誰もが安心して暮らせる地域社会となっています。

私たちは、すべての世代が安心して暮らし、支え合いながら笑顔でつながる、元気で幸せを実感できるまちを目指していきます。

その想いを「**笑顔つながる 健康ひろがる 輝くまち みはま**」に込めました。

2. まちづくりの原則

美浜町では、以下の5つを将来像の実現に向けたまちづくりの原則とします。

原則1 未来への約束

豊かな自然と調和した暮らしの中で、誰もが安心して暮らせる、愛される美浜をみんな育て、次の世代へとつないでいきます。

原則2 ともにほぐくむまち

みんなが自分のこととしてまちづくりに関わることで、こどもの笑顔あふれる美浜町を目指します。

原則3 社会関係資本の充実

人と人とのつながりを大切にし、支え合い・助け合える元気なコミュニティを育みます。また、地域の絆を深めるとともに、新しいつながりも育てていきます。

原則4 持続可能なまち

住民の自立や自助の力を大切にしながら、お互いに助け合う互助の心も育てます。さらに、新しい技術の活用や近隣市町との連携を通じて、公助や共助の役割もしっかり保ち、みんなが安心して暮らせる持続可能な地域づくりを進めていきます。

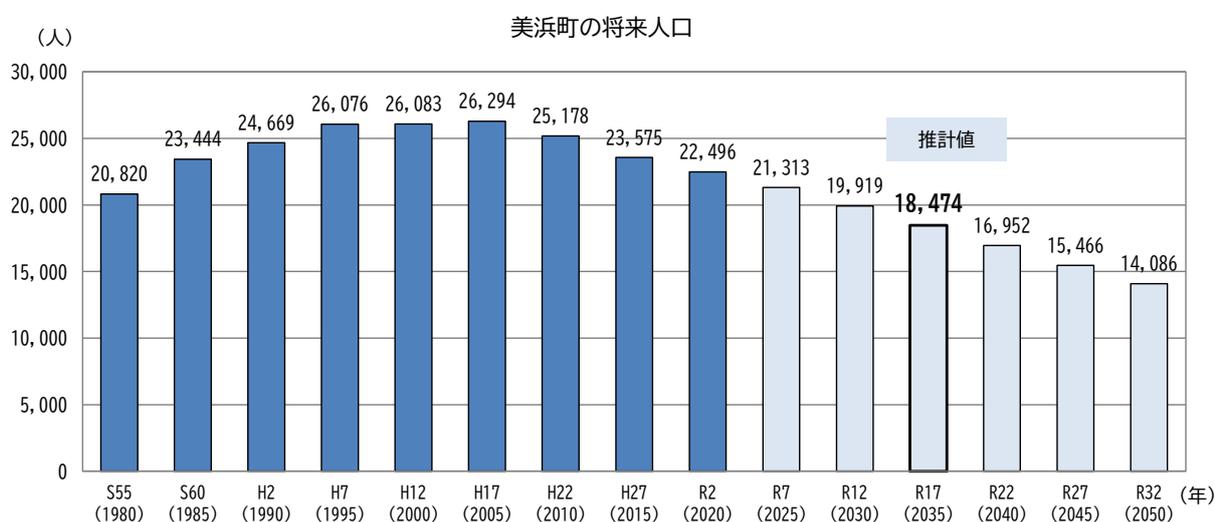
原則5 しなやかな強さ

災害やさまざまな危機に直面しても柔軟に対応し乗り越えていける、しなやかな強さを備えた地域づくりを進めます。

3. 人口

本町は、昭和 50 年代に名古屋鉄道の知多新線が野間駅まで延伸し、その後、日本福祉大学が総合移転するなど、急速に人口が増加してきました。しかし、平成 17 年をピークに減少に転じ、令和 2（2020）年の国勢調査人口は 22,496 人となっています。今後とも人口減少は継続することが見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所では、この「第 6 次美浜町総合計画」期末の令和 17（2035）年に 18,474 人と推計しています。

年齢別にみると、昭和 50（1975）年に 25.2%であった 14 歳までの年少人口比率が令和 2（2020）年には 9.9%にまで減少しています。一方で、昭和 50（1975）年に 9.0%であった 65 歳以上の老年人口比率が、令和 2（2020）年には 30.4%にまで増加しています。今後もさらなる少子化・高齢化の進展が推測されるところです。



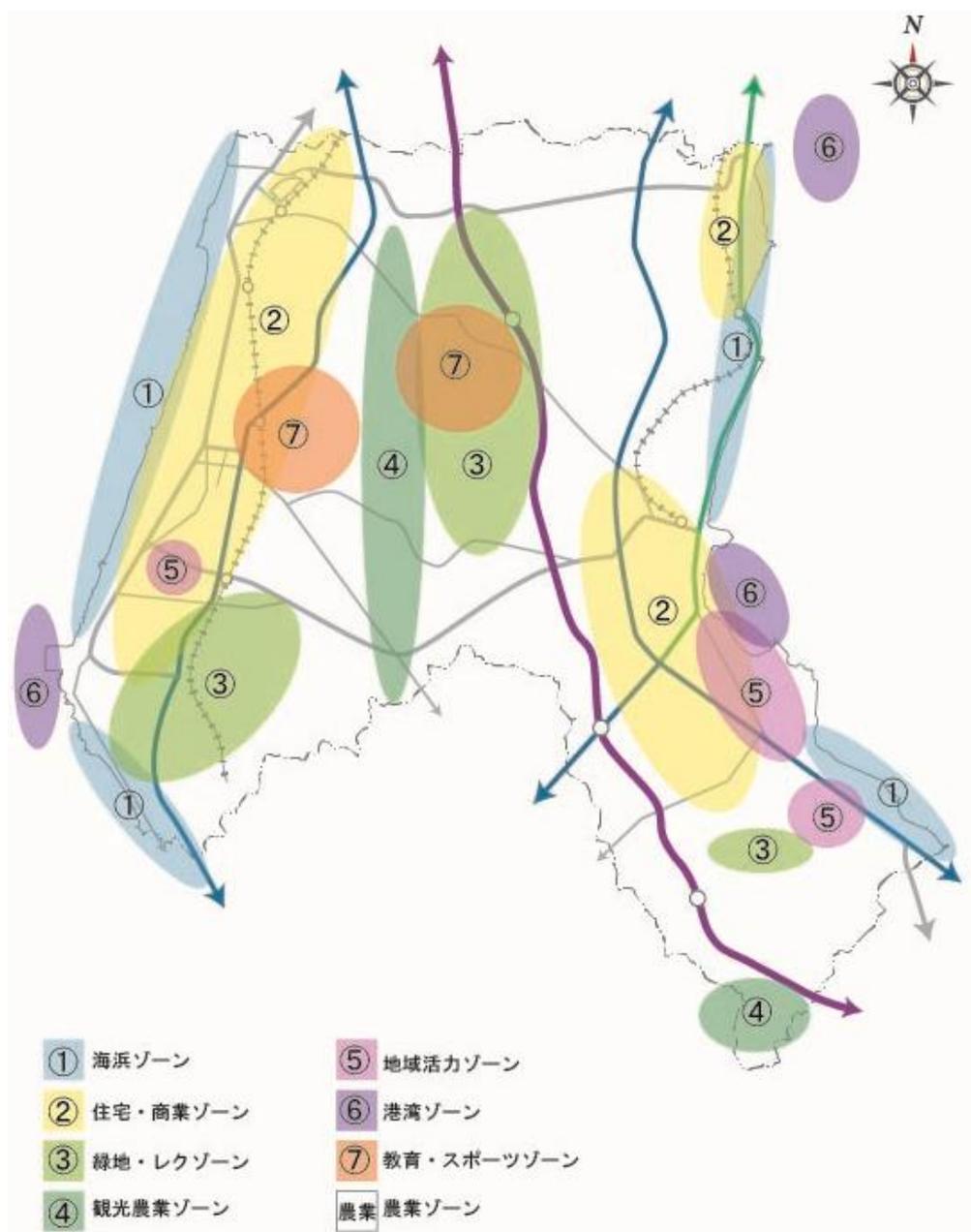
出典：国立社会保障・人口問題研究所

※ 国勢調査人口は、実際に町内に居住する人の数であり、住民票を移動することなく町内に下宿する大学生等の人口を含むことから、美浜町に住民票を置く人の数（住民基本台帳人口）と差が生じます。

4. 土地利用

持続可能なまちづくりの視点から、大幅な土地利用の変更は行いませんが、引き続き日本福祉大学美浜キャンパス、総合公園、運動公園を中心に「教育・スポーツゾーン」として、町内の教育やスポーツを楽しむ場として、また、町外からの交流人口⁵、関係人口⁶が集う場の創出を図ります。

また、従来の8つのゾーン設定を継承し、豊かな自然環境を軸に、住宅・産業・交流拠点との調和に配慮した土地利用を行います。



⁵ その地域に住んでいる人以外で、その地域を訪れたり交流したりする人の総称。観光・出張・通勤・買い物など、一時的な訪問も含む広い概念。

⁶ 移住（定住人口）や観光・帰省とは異なり、日常生活圏や通勤圏の外にある特定の地域と、継続的かつ多様な関わりを持つ人。交流人口の中でも、特定の地域に繰り返し・深く関わる人たちを指す。

①海浜ゾーン

本町の大きな魅力のひとつである「海」は、海水浴などの観光資源や観光施設が豊富であるとともに、漁業や憩いの場としてなど、多くの恵みを与えてくれます。観光と漁業が共生しながら、観光資源のさらなる充実と身近な自然とふれあえる空間としての整備を図ります。

②住宅・商業ゾーン

本町の核となるゾーンとして居住の促進や都市機能の維持・向上を図ります。また、知多奥田駅周辺は、利便性や都市機能を高めるだけでなく、景観や自然環境の保全にも配慮した整備を図ります。

③緑地・レクリエーションゾーン

上野間地区の鵜の池および総合公園周辺などは、本町の魅力ある資源として自然環境を保全しつつ、自然を活用したレクリエーションや交流、憩いの場の拠点として整備を図ります。

④観光農業ゾーン

グリーン・ツーリズム⁷の展開など、景観や農産物等の地域資源を生かした都市と農村との交流推進を図ります。

⑤地域活力ゾーン

環境と調和した優良な企業の誘致や地元企業の育成・集積など、地域の活力の維持・向上と雇用の場の確保につながる基盤整備を図ります。

⑥港湾ゾーン

本町には3ヶ所の港湾区域がありますが、港湾としての機能が不足している区域もあります。港湾としての機能強化に取り組みつつ、観光や交流、憩いの場としての整備を図ります。

⑦教育・スポーツゾーン

日本福祉大学と地域との交流をより深めながら、学園都市としての機能を高めるため、知多奥田駅周辺及び総合公園の整備を推進し、交流人口や関係人口の増加を図ります。

○農業ゾーン

遊休農地の利活用を推進し、農業経営の安定化と地域の活性化のために、農家への必要な支援や加工品づくりなどの基盤整備を図ります。また、地域住民や都市住民が年間を通じて農産物や農作業に親しめる空間としての整備も図ります。

※ 農業振興地域（町の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域）を対象区域とします。

⁷ 緑豊かな農山村地域に滞在し、その自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

5. 政策の大綱

将来像として掲げた美浜町の姿に向かうため、次の4つの政策のもとでこれから10年間のまちづくりを推進していきます。

政策1 まち全体でいきいきと輝く人をはぐくむまちづくり

まち全体で子どもを大切にし、子育ての幸せを実感できる地域づくりを進めるとともに、住民一人ひとりが、いくつになっても学びと交流を重ねて輝ける環境を充実させていきます。

政策2 命と健康、暮らしを守る、安心・安全なまちづくり

住民一人ひとりが尊重され、また、命と健康が守られるよう、医療・保健・福祉の体制を保ち、ともに支え合う地域共生社会の実現を図ります。

また、事故や犯罪の不安がなく、災害に強いまちをつくります。

政策3 魅力があふれ人が集うまちづくり

美しい景観と便利な暮らしが調和した、「住みたい・住み続けたい」と感じるまちを大切に守り、未来へつないでいきます。

また、農業や漁業、商工業に新しい力が取り入れられるよう支援し、地域の資源を生かして、訪れたい魅力あるまちをつくります。

政策4 未来へつなぐ持続可能なまちづくり

まちづくりを自分ごととして考える住民と協働し、将来にわたって暮らしやすいまちをつくっていきます。そして、町内外に美浜町の魅力を発信していきます。

また、デジタル技術などを活用し、広域での連携に努めて、住民満足度の高い行政サービスが提供できるよう、さらに効率的・効果的な行財政運営を行っていきます。



基本計画

1. 施策の体系
2. 分野ごとの施策
3. 計画の推進



1. 施策の体系

政策の大綱	分野	施策
政策1 まち全体でいきいきと 輝く人をはぐくむ まちづくり	分野1 こども・子育て	1 多世代交流型子育て拠点の活用
		2 就学前教育・保育の実施
		3 切れ目のない子育て支援体制の充実
	分野2 学び・交流	4 子どもたちにとってより良い教育環境づくり
		5 生涯学習と文化・芸術の振興
		6 スポーツを核としたまちづくり
政策2 命と健康、暮らしを 守る、安心・安全な まちづくり	分野3 健康・福祉	7 生涯を通じた健康づくり
		8 地域福祉の充実
	分野4 安心・安全	9 防災・減災対策の推進
		10 消防・救急体制の堅持
		11 防犯・交通安全対策の充実
政策3 魅力があふれ人が集う まちづくり	分野5 産業・経済	12 第一次産業の振興
		13 商工業の振興
		14 観光の振興
	分野6 環境・衛生	15 循環型社会づくり
		16 生活環境の保全
	分野7 都市基盤	17 市街地・中心拠点の整備
		18 道路・交通ネットワークの整備
		19 河川・海岸・港湾の整備
		20 安全な水の安定供給
	政策4・分野8 未来へつなぐ持続可能なまちづくり	
		22 協働とプロモーション
		23 健全な行財政運営
		24 住民サービスの向上

2. 分野ごとの施策

政策1：まち全体でいきいきと輝く人をはぐくむまちづくり

分野1. こども・子育て

目指す まちの姿

すべてのこども・若者が笑顔で成長し、いきいきと暮らしています。また、多世代がつながって地域全体で子育てを支えて、安心してこどもを生み育てられるまちとなっています。

■ 現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none">・ 保健センター、こども家庭センターや子育て支援センターが連携しながら、妊娠前からの一貫したこども・子育て支援に取り組んでいます。・ 放課後児童クラブを開設して、こどもの居場所の確保に取り組んでいます。・ 町内には5か所の保育施設と1か所の就学前教育施設があり、保護者の就労形態の多様化に合わせ、働きやすい環境整備のため、乳児保育・延長保育などを実施しています。・ 国の「こども誰でも通園制度」の本格実施よりも前の試行的事業から実施し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、すべての子育て家庭への支援を行っています。・ 妊娠期から子育て期にわたり、様々な教室や講座等を通じて正しい知識の普及・啓発に取り組んでいます。加えて、個別相談ができる体制を充実させてきましたが、核家族での子育てや産後早期の仕事復帰の一般化などにより、子育て支援ニーズは高まっています。・ インターネットにより必要な情報取得が容易となった一方で、“情報とは違う”わが子の成長過程に不安を持つ保護者も増えています。	<ul style="list-style-type: none">・ 出生数の減少に伴い、集団での乳児健診が困難になりつつあります。個別健診への移行を検討しつつ、同時に相談支援の方法も検討が必要です。ヤングケアラー⁸など新たに顕在化してきた課題に対応できる専門職の確保が難しくなっています。・ 町内のこどもの居場所は、放課後児童クラブで充足しているとはいえ、引き続き居場所の確保が必要です。・ 乳児の入所ニーズが高まり、希望する保育所に入所できない状況が続いています。・ 幼児については河和保育所以外の施設で定員の半数以下の利用にとどまっており、築50年近い保育所もあることから、施設の再編が必要となっています。・ 子育てに必要な、各機関から個別に発信されている情報を一元的に提供すること、また、多様なニーズに対応したサービスを充実させることが求められます。・ 医療機関に委託して産後ケアを2か所で提供していますが、ニーズを踏まえた対応が求められます。

■ 関連計画等

・ 美浜町こども計画

・ 障害福祉計画・障害児福祉計画

⁸ 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

■ 施策

施策1	多世代交流型子育て拠点の活用
<ul style="list-style-type: none">・ 子育て支援機能を集約し、妊産婦や子育てに困難を抱える世帯への包括的な支援体制を整えます。・ こどもから高齢者まで多世代が交流できる地域のつながりの場として、こどもの社会性やシビックプライドの醸成を図ります。・ 保護者がこどもを見守りながら働けるワークスペースを備え、誰もが働きやすい子育て環境を提供します。	
主な実施計画事業	みはまーれ運営事業

施策2	就学前教育・保育の実施
<ul style="list-style-type: none">・ 少子化により過剰となった保育施設を再編し、多様化する子育て世代のニーズに応じた保育サービスを提供していきます。・ 乳児の入所ニーズに対応するため、河和保育所の保育室を拡充していきます。・ 保育システムの継続利用に加え、保育所で使用する紙おむつ等を町で一括購入するなど、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	
主な実施計画事業	保育所 ICT 化事業、一時的保育事業、保育所サービス拡充事業、乳児等通園支援事業、施設等利用給付事業、紙おむつ等支給事業

施策3	切れ目のない子育て支援体制の充実
<ul style="list-style-type: none">・ 保健センターにおいて、母子健康手帳の交付を母親との最初の出会いの場として大切にし、その後の継続的な支援につなげます。また、子育て中の親同士の交流が図れるよう支援します。・ 5歳児健康診査を実施し、保護者とこどもが安心して就学を迎えることができるよう支援します。・ こども家庭センターにおいて、情報提供と相談支援体制を強化します。・ ファミリーサポートセンターの機能強化や、子育て短期支援事業の実施など、多様なニーズに応じた支援の充実を図ります。・ インターネットやオンラインを活用した子育てに係る相談や、妊娠期からの正しい知識の普及に取り組みます。	
主な実施計画事業	こども家庭センター運営事業、母子保健事業、ファミリーサポートセンター事業、児童手当支給事業、妊婦支援給付事業、地域保健医療事業、予防接種事業

■ 指標

指標名	
1	こどもの自己肯定感
2	子育て環境・支援に対する満足度
3	多世代交流型子育て拠点施設『みはまーれ』の利用者数

多世代交流型子育て拠点施設（みはまーれ）

令和8（2026）年、子育て世代をはじめ、シニアやリモートワーカーなど多様な世代が集うことができる「多世代交流型子育て拠点施設（みはまーれ）」が新たにオープンします。

この『みはまーれ』という名前には、美浜に「集まーれ」、美浜に「ハマる」をイメージし、世代を問わず多くの人が集まる施設になることへの願いが込められています。

安心して育児や子育て相談ができ、多様な世代が自然に交流できる環境づくりを進めることで、「子どもの笑い声があふれるまち」「子育て世帯に選ばれるまち」「誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまち」の実現を目指します。

施設には、多世代交流室・図書室等を備え、読み聞かせなど多様なイベントを開催します。子育て支援センターや人工芝の屋根付き園庭では、天候に左右されず子どもが安心して遊べる環境を整備します。また、子育てに関する相談から就労に関する相談まで、ライフステージに応じた様々な悩みにワンストップで対応します。さらに、コワーキングスペースを設け、子ども連れでも安心して働けるよう、オンラインで遊ぶ場所の状況を確認できる仕組みを整えます。



外観



アトリウム・フリースペース

分野2. 学び・交流

目指す まちの姿

誰もが文化・芸術・スポーツに親しみ、世代を超えた学びと交流を通じて、すべての住民がいきいきと輝き自分らしく活躍しています。

現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒数の減少による教育環境への影響や学校施設の老朽化に伴う改修等に多額の費用が見込まれ、教育環境の充実のために学校再編の検討が進められています。 ・ 社会教育施設を活用して、生涯学習を推進しています。 ・ 図書館、生涯学習センターの指定管理は維持費の負担が大きく、開館曜日、開館時間の変更など見直しを行っています。公民館等の老朽化が進んでいます。 ・ 文化協会加入団体、文化祭・芸能祭の参加者、団体数が減少しています。 ・ 町収蔵資料の整理・展示を行っています。 ・ 各学区の青少年を守る(育てる)会、子育てボランティア団体の支援に取り組んでいます。 ・ 住民のスポーツ実施率や児童生徒の体力・運動能力は全国平均を下回っています。 ・ 総合公園体育館や運動公園、小中学校の体育館、トレーニングルームを中心に、多くの住民がスポーツ施設を継続的に利用しています。 ・ 人々が集う場所として運動公園の整備を進めています。日本福祉大学との連携を強化し、障がい者スポーツも行える環境を整えるなど多面的に地域活性化に取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの学びの充実を第一に考えた、魅力ある学校再編を進める必要があります。 ・ 学校再編にあたって、コミュニティスクール、地域学校協働活動など家庭・地域との連携・協働を強化する必要があります。 ・ 各生涯学習関連施設の効果的・効率的な運営方法の検討や各施設の計画的な修理、改修の必要があります。 ・ 文化財の専門家の指導や助言により、町内文化財の調査・保護の必要があります。 ・ 各学区の青少年を守る(育てる)会の事務局のあり方を検討する必要があります。 ・ 子育て世代や働き世代が忙しい中でもスポーツに参加できる機会を増やすことが求められます。 ・ 児童生徒が無理なくスポーツ等を楽しめる工夫や中学校における部活動の地域展開を始めとした継続的に活動できる環境づくりが必要です。 ・ 総合公園や運動公園の効果的な活用のため、大会や合宿、イベントの誘致による交流人口の増加、地域経済の活性化が求められています。あわせて、施設の運営体制の確立ならびに維持管理コストの確保も求められています。

関連計画等

- ・ 小中一貫校整備基本構想
- ・ 小中一貫校基本計画
- ・ スポーツ推進計画

■ 施策

施策 4	子どもたちにとってより良い教育環境づくり
	<ul style="list-style-type: none">・ 児童生徒数の減少を見据え、魅力ある新たな学校をみんなで創り上げ、本町の特色を生かした「新たな学校教育の創造」を目指します。・ 日本福祉大学との連携を図り、美浜町小中一貫校整備基本構想に基づき特色ある美浜の教育「ふるさと学習⁹（9年間の系統的な教育課程）」を推進していきます。・ コミュニティスクールを立上げ、地域に開かれた学校づくりを進めます。
主な実施計画事業	学校再編事業、GIGA スクール ¹⁰ 事業、コミュニティスクール事業、ふるさと学習の推進、大学連携事業
施策 5	生涯学習と文化・芸術の振興
	<ul style="list-style-type: none">・ より多くの住民が参加できるような事業の実施、効率的な施設の維持管理を行います。・ 家庭教育、青少年健全育成の県民運動と連携して、家庭教育・青少年教育の啓発活動を行います。・ 文化・芸術に多くの人々が触れる機会を提供し、住民の豊かな心の育成と地域の魅力向上、活性化につなげていきます。・ 文化財の所有者・管理者と情報を共有し、町内の文化財を調査し、記録を作成します。・ 幅広い年齢層、多くの人に読書をする機会を提供します。
主な実施計画事業	公民館管理委託・施設修繕事業、図書館指定管理・施設修繕事業、文化祭・芸能祭事業
施策 6	スポーツを核としたまちづくり
	<ul style="list-style-type: none">・ 住民が気軽に運動やスポーツに親しむ拠点や地域の人々が集まる場として、スポーツ施設の計画的な整備・改修と運営手法の検討を進めながら、スポーツ環境の整備・充実を図ります。・ 町内スポーツ関係団体と連携を図り、スポーツ・レクリエーションの充実に取り組みます。・ 総合公園や運動公園を活用した大会・合宿誘致、イベントの開催、日本福祉大学や観光協会、商工会等と連携した取り組みや、地域住民の参加を促す取り組みの推進、高齢者向けの健康プログラムの実施、スポーツコミッションの運営支援などを行います。
主な実施計画事業	運動公園の整備を契機としたスポーツまちづくり推進事業（スポーツコミッション ¹¹ 支援、NTC ¹² ）、総合公園体育館等管理運営・施設修繕事業、中学校部活動地域展開事業

⁹ 地域人材を活用し、「ふるさと美浜」の良さを知り、「ふるさと美浜」に誇りと愛着を持つ児童生徒を育てるといふ、本町が進める特色ある美浜の教育のひとつ。

¹⁰ 義務教育を受ける児童・生徒のために、1人1台の学習用PCと高速ネットワーク環境を整備する国の計画。

¹¹ スポーツと景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することでまちづくりや地域活性化につなげる取組を推進する、地方公共団体とスポーツ団体、観光産業などの民間企業が一体となった組織。

¹² ナショナルトレーニングセンターの略称で、トップレベルの競技者が集中的・継続的にトレーニングや強化活動を行うための施設。

■ 指標

指標名	
1	学校が楽しいと思う子どもの割合
2	総合公園でのスポーツ施設利用件数
3	運動公園陸上競技場利用回数
4	スポーツ合宿利用件数
5	芸能祭の出演団体数・出演者数
6	図書貸出者数

スポーツを核としたまちづくり

令和6（2024）年6月にオープンした美浜町運動公園陸上競技場を中心にスポーツと健康・福祉・教育・経済を連動させ、地域課題の解決を図ることを目的として、スポーツを核としたまちづくりを進めています。

今後も、スポーツをしながら英語に触れる「スポーツ×英語教育」や美浜町の特産品を生かして開発したスポーツ合宿メニュー「美浜ふぐカレー」を活用し、子どもたちの体力・語学力を育むとともに、さらなる大会・合宿誘致やスポーツツーリズム等による交流人口の増加・地域経済の活性化を図っていきます。



美浜町運動公園陸上競技場

分野3. 健康・福祉

目指す まちの姿

こどもから高齢者まで、誰もが健康づくりに取り組み、安心できる医療と福祉サービスのもと、障がいの有無や年齢に関わらず互いに支え合って暮らしています。

■ 現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年前と比較し、住民アンケート調査では健康に係る指標が悪化しています。特に20代女性のやせや、日常的に運動する人の割合の低下が目立ち、健康づくりへの意識や実践の低下が懸念されます。 ・ 定期的な健康診査やがん検診により疾病の早期発見に取り組んでいます。 ・ 高齢化率は30%を超え、独居高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加している中、介護保険サービスを軸として、地域での支え合いや見守り、外出支援など、日常生活を支える多様な取り組みが行われています。 ・ 基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制を強化しました。障がいのある人の支援サービスの確保に努めるとともに、地域社会を構成する一員として、参加・活躍する機会の充実を図っています。 ・ 生活保護受給者の高齢化や障がい者、長期離職者等就労に向けて課題を抱えている者の割合が増加しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくりに係る継続的な周知啓発と環境整備が必要です。特に運動を楽しく継続できる場の確保や、若い世代も参加しやすい仕組みづくりが求められています。 ・ 疾病予防・重症化予防のため、健康診査やがん検診の受診率の向上が必要です。 ・ 高齢期の生きがいがづくりの促進や介護予防の充実が求められます。 ・ 重層的支援の相談が増えており、対応できる事業所が求められています。 ・ 住民同士の支え合いの体制を維持する担い手の確保・育成が難しくなっています。 ・ 災害時に一人で避難できない人を支援する体制の整備が必要です。 ・ 福祉人材確保や地域団体活性化を通じて、支援の担い手を広げていく必要があります。 ・ 合理的配慮の提供や障がいのある人への不当な差別を防ぐため、地域全体への周知・啓発が求められます。

■ 関連計画等

- ・ 地域福祉計画
- ・ 障害者計画
- ・ 国民健康保険データヘルス計画
- ・ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ・ 障害福祉計画・障害児福祉計画
- ・ 健康づくり計画

■ 施策

施策7 生涯を通じた健康づくり	
<ul style="list-style-type: none">・ 運動や食生活、睡眠といった日常の健康行動が習慣づくよう、若年層を中心として、あらゆる世代を対象とした啓発活動と環境整備を進めます。・ 楽しく取り組める地域活動の推進や、健康状態に応じたきめ細かな支援体制の構築により、地域全体での健康づくりを促進していきます。・ 救急医療は JA 愛知厚生連知多厚生病院への補助により、安定した医療の確保を図ります。・ 各種健診、がん検診の受診環境を整えるとともに、受診勧奨を強化し、疾病の早期発見、早期治療につなげます。	
主な実施計画事業	献血推進事業、保健センター施設整備改善事業、妊産婦・乳幼児健康診査事業、健康管理システム運用事業、知多厚生病院運営費補助事業

施策8 地域福祉の充実	
<ul style="list-style-type: none">・ 介護保険制度を円滑に運営するとともに地域包括ケアシステムの深化を図って、介護予防・健康づくり・生きがい支援などを総合的に展開します。とりわけ、認知症への対応や見守り、移動支援、社会参加の促進を通じて、共に支え合う地域づくりを進めます。・ 障害福祉サービス等が円滑に利用できるよう努めるとともに、日常生活の支援力を高めるため、福祉人材の確保・育成のための支援や地域団体の活動支援に取り組みます。・ 障がいのある人についての災害時の支援体制の整備と防災に関する啓発を進めます。・ 合理的配慮の考え方について、事業所や住民への継続的な周知・啓発を行います・ 重層的な相談について、分野を超えた関係機関や住民と連携・協働し、包括的な支援体制の構築を進めます。	
主な実施計画事業	高齢者タクシー料金助成事業、介護保険事業計画策定、高齢者みまもりサービス事業、重層的支援体制整備事業、包括支援センター運営事業、基幹相談支援センター事業、生活支援体制整備事業、一般介護予防事業

■ 指標

指標名	
1	健康マイレージ事業のポイント達成者数
2	本町を暮らしやすいまちだと思える障がい者の割合
3	幸せだと感じている高齢者の割合

分野4. 安心・安全

目指す まちの姿

防災、防火、防犯、交通安全などの取り組みが地域と行政の連携のもとで進み、地域の安心・安全が高まっています。

■ 現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部、避難所及び役場の初動対応訓練を毎年実施しています。住民による自主防災訓練も活発に行われており、地域全体の防災意識が高まっています。これらの取り組みにより、災害時の初動対応力の向上が図られています。 ・ 消防団と知多南部消防署との連携の下で、地域に根差した消防団活動を展開してきました。消防団を分団ごとに再編し、人員・設備を集約しています。 ・ 防犯灯等の防犯設備やカーブミラー等の交通安全のための設備の設置を進め、定期的な更新に取り組んでいます。 ・ 犯罪の多様化と巧妙化を踏まえ、町内で被害状況を共有しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所での利用者登録業務、家屋の被害登録、物資配布記録などの仕組みが十分に整備されていません。これらの業務を効率的に行うための防災支援システムや被災者支援システムの導入など体制の構築が必要です。 ・ 災害時に誰もが確実に情報を受け取ることができる環境を整備するため、情報伝達手段の多様化が求められます。 ・ 消防団の新入団員及び常時出動できる団員の確保が困難になり、団員の高齢化や人員減少への対応が求められます。 ・ 消防団車両やポンプを始めとした機械器具類の更新や、防火水槽等消防施設の老朽化に伴う修繕が必要です。 ・ 生活道路等への防犯・安全設備の設置要望への対応や老朽化した各設備の計画的な更新が求められます。

■ 関連計画等

・ 地域防災計画

・ 地域強靱化計画

■ 施策

施策 9 防災・減災対策の推進	
	<ul style="list-style-type: none">・ 避難所業務のデジタル化の一環として、被災者支援システムを導入し、運用訓練を実施します。・ 同報無線の適切な維持管理を行うとともに、社会変化に対応した伝達手段の拡張など、情報伝達の強化を目指します。・ 大規模災害発生時に職員等が迅速に参集し、事態に早急に対応できるよう実践的な訓練を実施します。また、災害対策本部の常設設置に向けた検討を進めます。・ 誰もが食べられる非常食の備蓄や、複数媒体での災害情報発信により、包括的な支援体制を構築します。
主な実施計画事業	被災者支援システムの導入、備蓄食料購入、ラジオ付戸別受信機購入促進、災害ハザードマップ作成、情報通信設備整備

施策 10 消防・救急体制の堅持	
	<ul style="list-style-type: none">・ 消防広域化や消防署の機能強化を含めた消防、救急体制の充実を図るとともに行政区や企業と連携した消防団員の確保を行います。・ 消火栓設置・修繕、防火水槽老朽化対応などにより消防水利の保全・維持管理を進め、消防団車両、小型ポンプ、機械器具などを更新します。
主な実施計画事業	情報通信設備整備、消火栓設置、消防団機械器具更新事業、消防団車両更新事業、消防団詰所耐震化

施策 11 防犯・交通安全対策の充実	
	<ul style="list-style-type: none">・ カーブミラー、交通安全灯の設置及び維持管理を進めます。・ 放置自転車の整理・撤去、利用しやすい駐輪場を運営します。・ メールサービスや SNS¹³等を活用し、町内の犯罪被害状況の共有を図ります。・ 防犯意識の向上を図ります。
主な実施計画事業	交通安全灯整備事業、防犯灯整備

■ 指標

指標名	
1	各種防災訓練の実施回数
2	防災訓練住民満足度

¹³ インターネットを介し、共通の趣味や仕事などをもつユーザーが集まり、意見交換や知り合いの紹介などをすることで、新たな人脈作りやコミュニティを形成するサービスの総称。

分野5. 産業・経済

目指す まちの姿

農林水産・畜産業や地域密着型の商業が魅力ある持続可能な産業として次世代に受け継がれており、観光業が国内外からの来町者を集め、交流とにぎわいが生まれています。

■ 現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業、水産業、畜産業において、従事者の高齢化と減少が著しくなっています。また農道やため池、用排水路などの農業用施設や漁港などの漁業施設の老朽化が進んでいます。 ・ 農業分野では耕作放棄地が増加しており、担い手への農地利用集積は進むものの、農地利用面積の減少が続いています。 ・ 令和7（2025）年3月に、美浜町・武豊町合同で「オーガニックビレッジ宣言」をし、有機農業も推進しています。 ・ 地域に埋もれた資源を地域特産品にすべく、民間事業者との連携による新たな商品開発が進められています。 ・ 廃校を利活用し、企業を誘致しました。 ・ 半島の中央部に位置するため、通過型観光が中心となっています。近年の気候変動やレジャーの多様化により、本町の観光産業であった潮干狩りや海水浴を目的とした観光客の減少が続いています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規参入者の活躍が求められており、農林水産・畜産業が収益性のある魅力的な産業形態となる必要があります。また老朽化が進んでいる施設への対策が必要です。 ・ 農業振興地域内の農用地を守っていく必要があります。また、住民の生活に影響を及ぼす放置林野地の解消が求められます。 ・ 集約化が進んでいる農地の後継者、次世代農業者へ技術継承に遅れが生じています。合わせて機械導入費の高額化により資金調達に支障が出ています。 ・ 有機農業などの高付加価値型農作物の生産量を増加させるための肥料づくり、農作物生産に対する研究を進める必要があります。 ・ 新規商品開発した製品の販路の確保・安定供給が求められています。 ・ 商工業への関心を高め、地域の店や企業に関わる意識の醸成が必要です。 ・ 異業種間の交流やネットワークを活用した新たな商品・サービスの開発、地域資源を生かした地域密着型産業への転換、宅配事業の整備の取り組み等が遅れており対策が必要です。 ・ 滞在型観光の推進や新たな観光資源の発掘など、時代の変化や観光ニーズに応じた柔軟な対応が求められています。

■ 関連計画等

■ 施策

施策 12 第一次産業の振興	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農・水産・畜産物に高付加価値をつけるため、有機農業や新たな販売戦略を推進します。 ・ 地域とともにある農・水産・畜産業の振興のため、体験事業を通じてその魅力を伝えます。 ・ 豊かな漁場を守るため国・県への要望を継続的に行います。 ・ 優良農地を拡大化し、担い手に集約することで効率的、高収益な農業基盤を整備します。 ・ 農道やため池、用排水路などの農業用施設や漁港の適正な維持・改良に努めます。 	
主な実施計画事業	漁場生産力・農・水産多面的機能強化対策事業、水産業振興対策事業、オーガニックビレッジ推進事業、産業まつり補助事業、ため池耐震改修事業、広域農道舗装修繕事業、農業用施設維持修繕事業、漁港整備・機能保全事業

施策 13 商工業の振興	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業体験や企業連携事業等を通じて子どもたちが町の商工業について学ぶ機会を提供します。 ・ 商工会との連携で地元企業説明会を実施できるよう、商工会とともに県に要望していきます。 ・ 起業・創業支援や積極的な空き店舗活用などを通じて、商工業への新規参入を促進します。 ・ 地域資源の発掘・活用による特産品の開発を推進し、ふるさと納税の返礼品の充実を図るとともに広く PR することで地域ブランド力を強化し、商工業の振興と地域経済の活性化を目指します。 	
主な実施計画事業	地元高校生への企業説明会、産業まつり補助事業、ふるさと納税運営事業

施策 14 観光の振興	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光協会の体制と機能を強化するとともに、地域内外の産業や他地域との連携を深め、観光を推進します。 ・ 町のシンボルである野間埼灯台をはじめ、食と健康の館、関連施設等と連携し、町全体への誘客を図ります。さらに、各施設とも協力し、地域全体で観光の魅力を高める体制を整えていきます。 	
主な実施計画事業	食と健康の館の管理運営事業、美浜町観光協会運営事業、観光施設等維持管理事業

■ 指標

指標名	
1	有機農業取組面積
2	商工会会員数
3	ふるさと納税の返礼品数
4	おでかけウォッチャーによる年間来訪者数

分野6. 環境・衛生

目指す まちの姿

美しい豊かな自然が次世代に引き継がれるとともに、安全で良好な生活環境が保たれています。

■ 現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> 令和4（2022）年に知多南部広域環境組合（半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町の2市3町）において新たなごみ処理施設の供用が開始されました。 し尿処理する知多南部衛生センターが、稼働より30年近く経過しています。老朽化も進み、処理能力限界での調整をしながら運営しています。 大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害を未然に防止するため、環境監視活動を実施し、生活環境の保全に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 依然として一部の住民がごみ出しルールを守らずに出しており、広報や地域活動を通じて改善を図っていますが、十分な効果が得られていません。一部の地区では自治区が防犯カメラを設置し、マナー改善に努めています。継続的な啓発が必要です。 し尿の処理能力を上げるために施設増強や、広域化処理の可能性について、あらゆる面で検討していく必要があります。 単独浄化槽、汲み取り便槽からの転換の必要性について、普及啓発が求められます。 生活排水の浄化に向けた取り組みを着実に進めていく必要があります。 海沿いでは、ごみや流木の漂着や飛砂への対策が求められます。 河和南部地区の臭気について、関係機関と連携し、抜本的な対策が求められます。

■ 関連計画等

- 地球温暖化対策実行計画
- 一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）
- 生活排水処理基本計画

■ 施策

施策 15	循環型社会づくり
<ul style="list-style-type: none">・ ごみの減量化を目指し、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の促進及び取り組みを推進します。中でも、プラスチック製品の資源化に向け、回収や処理の方法を検討します。・ 地域特性にあった再生可能エネルギーの導入等、カーボンニュートラル¹⁴に関する取り組みを推進し、地球温暖化防止に貢献します。	
主な実施計画事業	家庭系可燃ごみ袋有料化事業、指定ごみ袋販売委託事業、住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業

施策 16	生活環境の保全
<ul style="list-style-type: none">・ 大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害を未然に防止するための監視活動を継続します。・ 自然と調和した生活環境を守るため、生活排水の適切な処理・浄化を推進します。・ ボランティア等と協力し町内の道路や公園、海岸等の環境美化を図ります。また、海岸に漂着したごみや流木の撤去、飛砂対策を実施し、海岸美化や生活環境の改善を図ります。・ 自然観察会、里山体験等の自然環境保全活動を実施し、里地里山里海の豊かな自然を広く伝えます。	
主な実施計画事業	浄化槽設置整備事業費補助事業（新設）、浄化槽設置整備事業費補助事業（転換）、里山林整備事業、海岸飛砂対策事業

■ 指標

指標名	
1	ごみの総排出量
2	ごみのリサイクル率
3	クリーンパートナー参加人数
4	汚水処理人口普及率

¹⁴ 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

分野7. 都市基盤

目指す まちの姿

計画的な土地利用の推進や、公園、上水道などの生活基盤を整え、魅力ある住環境の整備を図ることで地域が活性化しています。また、交通利便性の向上や安全な移動環境の整備が進められています。

現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家の増加や土地の未利用化が進み、土地の管理や利活用に課題が生じつつあります。 ・ 知多奥田駅前では運動公園を含む拠点整備が、また、南知多道路美浜インターチェンジ周辺では交流拠点強化のため総合公園の拡張事業が進められています。 ・ 国道 247 号などの幹線道路において、特定の時間・季節の渋滞が慢性化し、渋滞回避の車両が生活道路へ流入し、交通安全への懸念も生じています。 ・ 公共交通では、鉄道は名鉄河和線・知多新線があり、バスは町運行の3路線に加え、近隣自治体による広域運行も行われています。 ・ 町内には、県が管理する2級河川として7河川、町が管理者である河川が14河川あり、一部の河川で整備が遅れています。 ・ 大雨による市街地の冠水が懸念されています。 ・ 伊勢湾・三河湾に面しており、台風などの豪雨や南海トラフ地震による津波の影響が懸念されています。 ・ 水道事業は、給水人口が平成16(2004)年度を、収益は平成17(2005)年度をピークに減少に転じました。今後も人口減少が続くと予想されるなかで、厳しい経営状況になることが懸念されます。 ・ 農業集落排水事業は、小野浦地区において平成8(1996)年度に供用を開始し、令和6(2024)年度より地方公営企業法の一部(財務規定等)を適用し、公営企業会計に移行しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奥田・河和両地区における市街地整備の進展が必要です。 ・ 知多奥田駅西や河和岡ノ脇地区といった都市開発用地では、具体的な土地利用の取り組みが求められています。 ・ 低未利用地や空き家の適正管理といった既存ストックの有効活用を図っていくことが必要です。 ・ 都市計画道路の整備は、混雑解消や移動円滑化に加え防災強化の観点から対応が求められています。 ・ 歩車道分離や道路幅員の見直しなど、安全性と利便性を高める道路整備が必要です。 ・ 公共交通では、鉄道の運行本数の維持や、バス運転手の確保が必要です。 ・ 町内の河川の整備が遅れているため、早急に整備が必要です。また、良好な河川環境の維持が必要です。 ・ 都市下水路や一般排水路の整備や維持が必要です。 ・ 海沿いを中心として、河川改修や護岸改修、港湾改修等により、防災機能の向上が求められています。 ・ 住民の生活を支え、水道サービスの向上を目的とし、健全経営を将来にわたって維持していく必要があります。 ・ 災害時の安定した水道供給のために、水道管の耐震化や整備更新などを計画的に進めていくことが必要です。 ・ 老朽化が懸念される中、排水管等施設の維持管理の適正化を検討し、耐震化や整備更新を計画的かつ効率的に進めることが必要です。

関連計画等

- ・ 都市計画マスタープラン
- ・ 水管橋更新・補修計画
- ・ 空家等対策計画
- ・ 新水道ビジョン・経営戦略

■ 施策

施策 17	市街地・中心拠点の整備
<ul style="list-style-type: none">・ 知多奥田駅・河和地区を中心とした地域活力拠点の整備を推進します。・ 美浜インターチェンジ周辺を中心に交流拠点の整備を図ります。・ 学校跡地等については、地域の活力となる土地利用を推進します。・ 知多奥田駅西側、河和岡ノ脇地区の都市計画道路周辺については、地域に相応しい市街地形成を図ります。・ 都市基盤の整備・改善によって、狭あい道路の解消やバリアフリー化など安全な市街地の構築を推進します。・ 公園の適正管理、空き家対策など、既存資源の有効活用と保全に取り組むことで、人口減少時代に対応した機能的なまちづくりを進めます。・ 都市下水路や一般排水路の整備を進めます。	
主な実施計画事業	運動公園整備事業、総合公園拡張事業、知多奥田駅西側整備事業、排水路新設改良事業、都市下水路樋門施設改修事業

施策 18	道路・交通ネットワークの整備
<ul style="list-style-type: none">・ 渋滞の緩和と交通安全の向上に向けて、都市計画道路の整備促進や国県道の交差点改良、歩道設置等を国・県に働きかけます。・ 町道では、歩車道分離や道路拡幅等を進め、地域の安全な移動環境を整備します。・ 公共交通では、鉄道路線とバス運行体制を維持するための取り組みを進めるとともに、新しい技術を視野に入れつつ便利な住民の移動のあり方を検討していきます。	
主な実施計画事業	道路改良整備事業、道路改良・舗装事業、橋梁定期点検・維持管理事業、橋梁耐震化・長寿命化修繕整備事業

施策 19	河川・海岸・港湾の整備
<ul style="list-style-type: none">・ 海岸施設の耐震化や2級河川の改修、港湾施設の老朽化対策等について、県に要望します。・ 杉谷川護岸工事をはじめ、町が管理する準用河川等について、改修工事を実施します。・ 町が管理する漁港海岸施設について、耐震化工事等を実施します。	
主な実施計画事業	上野間漁港防潮水門整備事業、河川整備事業

施策 20

安全な水の安定供給

- ・ 新たに美浜町新水道ビジョン・経営戦略を策定し、長期的な視点で健全経営に努めます。
- ・ 災害対策として、重要管路の耐震化工事を計画的に進めます。施設や老朽管の更新は効率的に行い、水管橋は更新・補修計画に基づいて更新（補修）します。

主な実施計画事業 重要給水施設配水管更新事業、水管橋更新（補修）事業、配水管整備事業、計量計装設備整備事業、新水道ビジョン・経営戦略策定業務

■ 指標

指標名

- 1 一人当たり都市公園面積
- 2 都市計画道路（知多東部線・知多西部線）の整備率
- 3 基幹配水管の耐震化率



美浜町運動公園遊具広場「のまっキー遊具」

分野8. 未来へつなぐ持続可能なまちづくり

目指す まちの姿

住民が町への愛着と誇りを持ち、主体的にまちづくりを担っています。町の魅力に共感し、まちづくりを応援する町外の方も増えています。また、利便性の高い行政サービスと健全な行財政運営により、持続可能なまちを実現しています。

現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教室や人権啓発活動のほか、男女共同参画セミナーを実施しています。 ・ 国際交流員の招へいやシンガポール小中学校などと交流をしています。 ・ 町の魅力をアピールし、交流人口の増加や移住定住促進を目指しています。また、SNSの活用や見やすいHPとすることで、発信力の強化を図っています。 ・ 町税収入の中核をなす町民税や固定資産税は、人口減少や地価の下落により、歳入額が減少しています。また、社会情勢の変化や住民ニーズの多様化により、新たな行政サービスへの需要も高まっています。 ・ ふるさと納税制度を通じて、本町の魅力ある特産品や地域資源を生かした返礼品を提供し、町外からの寄附を受け入れる取り組みを行っています。これにより自主財源の一部を確保するとともに、町のPRにも一定の効果을上げています。 ・ ごみ処理、救急消防、後期高齢者医療などの分野で、近隣市町と一部事務組合や広域連合を設立し、広域的な取り組みを推進してきました。これにより、行政サービスが効率的で安定的に提供されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様性への関心不足から生じる意識のギャップ、外国人住民との言葉の壁、社会制度や訪日外国人向けのインフラの未整備等の課題があります。 ・ 時代の変化に伴い、情報取得の手段が多様化しているため、既存媒体の見やすさを向上させるとともに、より多くの人に情報を届けることができるよう、多様な発信方法を取り入れる必要があります。 ・ 町税収入の減少に対応するため、町税以外の自主財源の確保が求められています。あわせて、国や県の各種補助金の有効活用を検討する必要があります。 ・ デジタル社会や多様化する住民ニーズに対応した行政サービスを持続的に提供するため、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが必要となります。 ・ 年々全国的な競争が激化する中で、寄附額の確保には継続的な魅力の発信と返礼品の充実、効果的な情報発信手法の工夫が求められています。 ・ 人口減少と高齢化が進むなかで、従来の広域行政の推進にとどまらず、多様な住民ニーズに応じた新たな連携の枠組み、実施可能な事業を検討し、さらに効率的・効果的に行政運営を進める必要があります。

関連計画等

- ・ 男女共同参画プラン
- ・ 美浜町 DX¹⁵推進基本方針

¹⁵ 「Digital Transformation」の略。「Transformation」は「X-formation」とも表記される。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

■ 施策

施策 21	多様性の尊重
<ul style="list-style-type: none">・ 性別や年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認などにかかわらず、すべての人の人権が尊重され、安心して暮らせる社会を目指す取り組みを進めます。・ 学生と地域住民が主体的に関わり、外国人との人的・文化的交流を通じて、異文化理解の機会を充実させ、国際的な視野を持つ人材の育成を図ります。・ 男女共同参画を推進する計画に基づき、多様な価値観を認め合い、男女共同参画社会の実現を目指します。	
主な実施計画事業	小中学校国際交流事業、国際交流員受入事業（JET プログラム）

施策 22	協働とプロモーション
<ul style="list-style-type: none">・ 本町の魅力を多くの人に伝えることで、町内外に美浜ファンを増やし、移住定住の促進、交流人口の増加、郷土愛の醸成に取り組みます。・ ウェブサイト、広報、ケーブルテレビを活用して情報発信を強化するとともに、住民と役場の情報共有プラットフォームのあり方についても検討します。・ 住民一人ひとりの主体的な参画と、地域や団体との協働を促進し、身近な課題解決や地域の魅力向上につながるまちづくりを推進します。	
主な実施計画事業	美浜シティプロモーションプロジェクト、移住促進事業、町公式 WEB サイト維持管理事業、広報みはま発行事業、CATV 行政放送等番組制作業務

施策 23	健全な行財政運営
<ul style="list-style-type: none">・ 戸籍事務等の法定受託事務については、法改正やデジタル化に対応しつつ、安定的かつ適正な運用を継続します。・ 行政内部の業務プロセスを抜本的に見直し、他自治体の先進事例を積極的に取り入れて、業務の効率化と正確性の向上を図り、職員が創造的な業務に注力できる環境を整備します。・ 行政事務の効率化のために、一部事務組合や広域連合といった広域的な行政運営のほか、住民ニーズに応じて多様な主体との連携を図るなど、時代に適した広域連携のあり方を検討します。・ 地域に積極的に関わり、住民ニーズを的確に把握し、創造的な取り組みに挑戦する職員を育成するとともに、適正な人事評価を推進します。・ 公共施設の計画的な維持管理を進めるとともに、更新時期の平準化や施設の複合化を検討します。・ 学校跡地や公共施設の複合化等により使用されなくなる施設については、企業誘致を含めて多様な利活用の方策を検討し、持続可能な活用を図ります。・ ふるさと納税による財源確保と魅力発信のため、返礼品の充実や情報発信の強化を推進します。	
主な実施計画事業	施設間ネットワーク等維持管理事業、自治体 DX 推進事業、番号制度運用事業、基幹系システム等整備事業、行政系ネットワーク整備事業、戸籍住民基本台帳事務

施策 24

住民サービスの向上

- ・ 住民の利便性向上を第一に考え、行政手続きのオンライン化や、スマートフォンアプリを活用した情報提供サービスの充実に努めます。いつでもどこでも行政サービスや行政データにアクセスできる環境を整備し、より快適な生活の実現を目指します。
- ・ 職員の育成として、職員の採用、研修、国県との人材交流などにより様々な知識を職員が習得し、それを適切に活用できるスキルの向上を目指すことで、多様化する住民ニーズに対応できる人材を育成し、組織全体の対応力を高めます。

主な実施計画 事業

自治体 DX 推進、実務研修生派遣事業

指標

指標名

- 1 本町に住んでよかったと思う人の割合
- 2 本町に住み続けたいと思う人の割合
- 3 関係人口の人数
- 4 審議会委員などの中で女性委員の占める割合

美浜町の国際交流

美浜町の偉人『音吉』の歴史的つながりを契機として、シンガポールとの国際交流事業を行い、相互理解と異文化交流の促進を図っています。

毎年、町内の中学生がシンガポールを訪問するとともに、シンガポールからは小学生から大学生まで多様な年齢層の訪問団を受け入れ、学生をはじめとした町民との交流機会を創出することで、グローバルな視点を持った人材の育成と地域の国際化を推進しています。



国際交流イベント

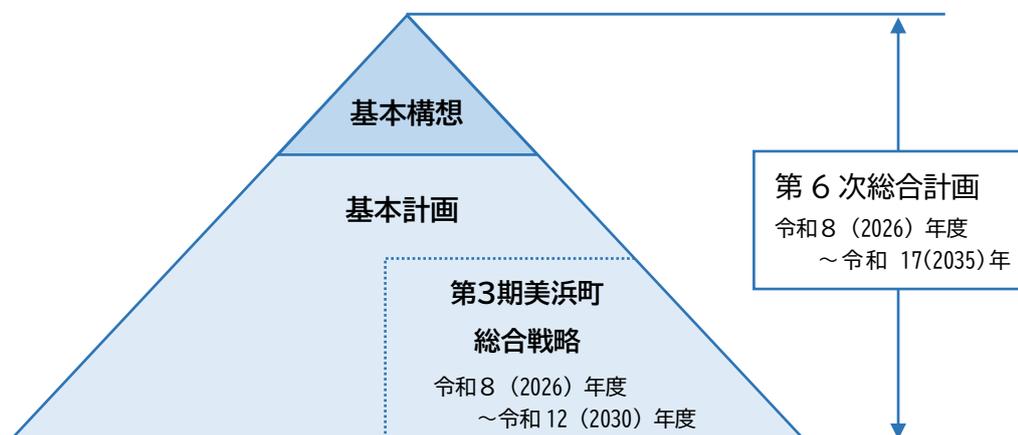
3. 第3期美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 第3期「美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、全国的に進む人口減少とまちの衰退を食い止めるため、まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条に基づき、まち・ひと・しごとと視点を置き、行政をはじめ住民、地域、団体、企業など自然体でまちの活性化に取り組むため、美浜町が今後講ずべき取り組みの方針や目標、具体的施策を示すものです。

(2) 第6次美浜町総合計画と地方版総合戦略との関係

第6次美浜町総合計画の目指す将来像や多くの施策が地方創生の目指す姿と重複していることから、第3期美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第3期美浜町総合戦略」という。）を第6次美浜町総合計画内に位置づけ、一体的に施策の推進を図ります。



(3) 美浜町の目指す姿

第6次総合計画と一体化するにあたり、美浜町の目指すべき姿も同一であると考えられることから、目指す姿を以下のとおり設定します。

笑顔つながる 健康ひろがる 輝くまち みはま

(4) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
計画	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
総合計画	第6次総合計画 (2026~2035)									
総合戦略	第3期総合戦略 (2026~2030)									

(5) 基本目標

第3期美浜町総合戦略は、人口減少問題や地方創生に対応するため、総合計画で定める8つの分野を横断的にカバーする4つの基本目標を設定します。

施策の推進にあたっては、デジタル技術を最大限に活用しながら進めていきます。

1 地域資源を生かした交流人口の増加

地域の自然、伝統文化、農水産物等の地域資源を最大限に活用し、観光振興・都市との交流人口・関係人口の拡大を図るとともに、観光、移住・定住、スポーツ合宿地として選ばれるまちを目指します。また地域の魅力を国内外に向け積極的に情報発信し、受入体制の整備を進めるとともに、全国に美浜町ファンを増やします。

指標	現状値(R7)	目標値(R12)
おでかけウォッチャーによる年間来訪者数	2,776,038人	3,000,000人

2 だれもが働ける場づくり

地域の特性と地域資源を生かした産業の振興と形成を目指します。さらに、若者や女性を含むすべての住民が多様な働き方を選択し、安心して働き続けられる環境を整備します。これらにより、雇用の創出と生きがいを持ちながら活躍できるまちを目指します。

指標	現状値	目標値
商工会会員数	527人	527人
シルバー人材センター加入人数	134人	150人
女性の就業率(25歳~44歳)	80.8%	92.7%

3 未来を担う子どものための子育て・教育環境の充実

多世代交流型子育て拠点施設『みはまーれ』の活用を通じて、若者が結婚に対する希望を持ち、だれもが安心して出産・子育てを行えるよう支援を充実させ、安心できる環境の整備を進めます。また、「新たな学校教育の創造」に取り組み、ICT教育環境の整備、郷土愛の醸成や国際交流の充実など、美浜町の特性を活かした魅力ある教育環境を整備し、子育て世代に選ばれるまちを目指します。

指標	現状値	目標値
子育て環境・支援に対する満足度	19%	29.0%
将来の夢や目標を持っている子どもの割合(小学生)	58.7%	70.0%
〃(中学生)	35.8%	60.0%

4 住んでよかったと実感できる住民間の絆づくり

多世代が交流し、支え合うことで地域の絆をはぐくみ、「住んでよかった」と実感できるつながりの強いまちを目指します。さらに、防災力の強化をはじめ、生活環境の整備を進めることで、誰もが安心して住み続けられるまちを目指します。

指標	現状値	目標値
本町に住んでよかったと思う人の割合	60.8%	65.0%
本町に住み続けたいと思う人の割合	40.9%	65.0%

○第3期美浜町総合戦略と第6次美浜町総合計画の関連表

第6次総合計画の分野別施策のうち、重点的に実施するものを第3期美浜町総合戦略の4つの基本目標の具体的な施策に選定し、総合戦略の推進を行います。

第6次美浜町総合計画			第3期美浜町 まち・ひと・しごと 創生総合戦略				
政策の 大綱	分野	施策	①地域資源を生かした 交流人口の増加	②だれもが働ける場づくり	③未来を担う子どものための 子育て・教育環境の充実	④住んでよかったと実感できる 住民間の絆づくり	
まちづくり まち全体で いきいきと輝く 人をはぐくむ	こども・ 子育て	多世代交流型子育て拠点の活用		○	◎	○	
		就学前教育・保育の実施		○	◎		
		切れ目のない子育て支援体制の充実		○	◎	○	
	学び・交流	子どもたちにとってより良い教育環境づくり				◎	
		生涯学習と文化・芸術の振興	○		○		
		スポーツを核としたまちづくり	◎	○	○	○	
まちづくり 命と健康、 暮らしを守る、 安心・安全な	健康・福祉	生涯を通じた健康づくり		◎		○	
		地域福祉の充実		○		◎	
	安心・安全	防災・減災対策の推進				◎	
		消防・救急体制の堅持				○	
		防犯・交通安全対策の充実				◎	
	まちづくり 魅力があふれ人が集う	産業・経済	第一次産業の振興	◎	◎		○
商工業の振興			○	◎	○	○	
観光の振興			◎	◎			
環境・衛生		循環型社会づくり	○			○	
		生活環境の保全	○			◎	
都市基盤		市街地・中心拠点の整備	◎	◎	○	○	
		道路・交通ネットワークの整備	○		○	○	
		河川・海岸・港湾の整備	○			○	
	安全な水の安定供給				◎		
まちづくり 未来へつなぐ 持続可能な		多様性の尊重		○	◎	○	
		協働とプロモーション	◎	○		◎	
		健全な行財政運営		◎		○	
		住民サービスの向上		○		◎	

○：第6次美浜町総合計画の施策で、第3期美浜町総合戦略として位置づける施策

◎：第6次美浜町総合計画の施策の中で、第3期美浜町総合戦略として重点的に進めていく施策

※この総合戦略において設定する指標は、この関連表で◎が位置づく第6次美浜町総合計画の指標を基本とします。

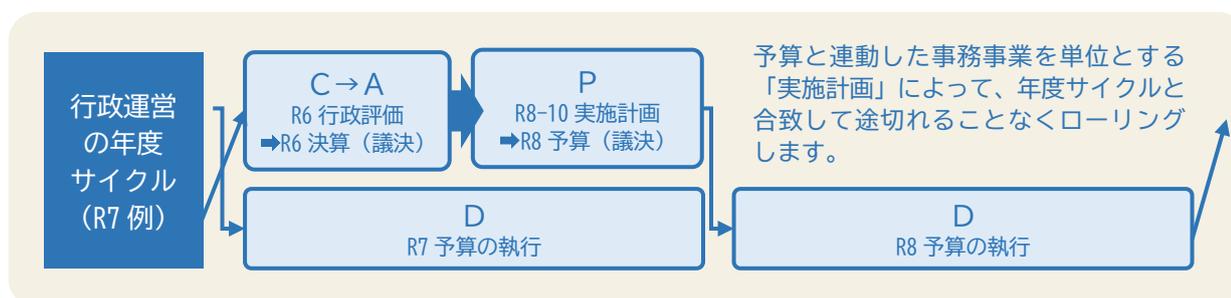
4. 計画の推進

(1) 総合計画に基づく取り組みの進行管理

計画の着実な推進を図るため、以下の点から適切な進行管理を行います。

①行財政マネジメント

基本計画の施策体系のもとに、事務事業と予算を連動させ、実施計画による総合計画の進行管理と行政の年度単位の運営サイクルを同調させます。これによって進行管理に係る事務を効率化することで、計画に基づく取り組みの、より効果的な推進を図っていきます。



②基本計画の見直し、基本構想の総括

10年間の計画期間中には、社会経済動向の変化に応じて、必要な見直しを行います。また、基本構想期末においては、実施計画に基づく取り組みの成果と課題を集約・総括し、評価を加えて、次期総合計画の策定に資するよう総合計画審議会に諮ります。

(2) 進行管理の体制

従来は別々に実施していた総合計画と総合戦略の進行管理を一本化し、地方創生の視点も踏まえた総合計画の進行管理と評価を行います。

進行管理は、実施計画を通じて行い、毎年度、各事務事業の内部評価と検証を行います。また、総合計画の中で重点的に取り組む事業(=総合戦略)については、定期的に外部審議会による評価・検証を実施します。これらの結果は、実施計画の見直しや予算の編成に反映させます。

こうしたサイクルを続けることで、町の施策をより効果的に進め、計画に基づくまちづくりを着実に進めていきます。



資料編

1. 美浜町附属機関設置条例
2. 美浜町総合計画審議会委員
3. 諮問
4. 答申
5. 策定組織体制図



美浜町附属機関設置条例（抜粋）

平成 30 年 3 月 27 日
条例第 2 号

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第 2 条 別表第 1 に定めるところにより、町長の附属機関を置く。

2 別表第 2 に定めるところにより、教育委員会の附属機関を置く。

（委任）

第 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

4 この条例の施行の際、現に存する合議体で別表第 1 又は第 2 に掲げる附属機関に相当するものの委員に委嘱されている者は、この条例の規定により設置された附属機関の委員に委嘱された者とみなす。

附 則（平成 30 年 6 月 22 日条例第 25 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正）

2 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例（昭和 32 年美浜町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 30 年 9 月 21 日条例第 28 号）

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 21 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日条例第 1 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日条例第 4 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日条例第 10 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

町長の附属機関

名称	担当事務	委員定数	委員選定の基準
美浜町総合 計画審議会	美浜町総合計画の基本 構想に関し必要な調査 及び審議	23名以内	教育委員会の委員、農業委員会の委員、 公募による者、識見を有する者及び公共 的団体等の役員又は職員

美浜町総合計画審議会委員

No.	所属	役職	氏名	備考
-----	----	----	----	----

(1) 町教育委員会の委員

1	教育委員会	教育長職務代理者	野田 有美香	
---	-------	----------	--------	--

(2) 町農業委員会の委員

2	農業委員会	会長	夏目 嘉成	
---	-------	----	-------	--

(3) 公共的団体の役員又は職員

3	美浜町漁業協同組合	代表理事組合長	中野 雅之	
4	野間漁業協同組合	代表理事組合長	伊藤 充宏	
5	観光協会	会長	畑中 成仁	
6	商工会	会長	横田 和弘	
7	社会福祉協議会	会長	横田 全博	副会長
8	みはま男女共同参画をすすめる会	会長	船戸 淑子	
9	スポーツ協会	会長	竹内 英章	
10	民生委員協議会	会長	小笠原 政美	
11	区長会	会長	榊原 康宏	
12	あいち知多農業協同組合	地域担当理事代表	志水 宏	
13	河和保育所父母の会	副会長	井手 麻見	
14	河和中学校	元家庭教育委員	中西 宣子	
15	(一社) 美浜まちラボ		林 達之	

(5) 識見を有するもの

16	日本福祉大学	日本福祉大学 国際福祉開発学部特任教授	千頭 聡	会長
17	日本福祉大学	教育・心理学部長	江村 和彦	

諮問

美地発第 373 号
令和 7 年 6 月 2 日

美浜町総合計画審議会
会長 千頭 聡 様

美浜町長 八 谷 充 則

第 6 次美浜町総合計画について（諮問）

美浜町総合計画策定条例（平成 24 年 3 月 23 日条例第 1 号）第 3 条の規定に基づき、第 6 次美浜町総合計画の策定について貴審議会の意見を求めます。

【諮問理由】

本町では、平成 26 年度から 12 年間を計画期間とする第 5 次美浜町総合計画の基本構想に掲げた将来像である「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」の実現に向けて、6 つの施策大綱から成る基本計画に基づき、各施策に取り組んできました。

この第 5 次美浜町総合計画が令和 7 年度をもって終了することから、美浜町の人口減少及び高齢化の一層の進行や、社会情勢の変化等に対応し、持続可能なまちづくりを推進していくための指針となる次期美浜町総合計画の策定に関して諮問し、貴審議会の意見をいただくものです。

答申

令和7年10月31日

美浜町長 八谷充則 様

美浜町総合計画審議会
会長 千頭 聡

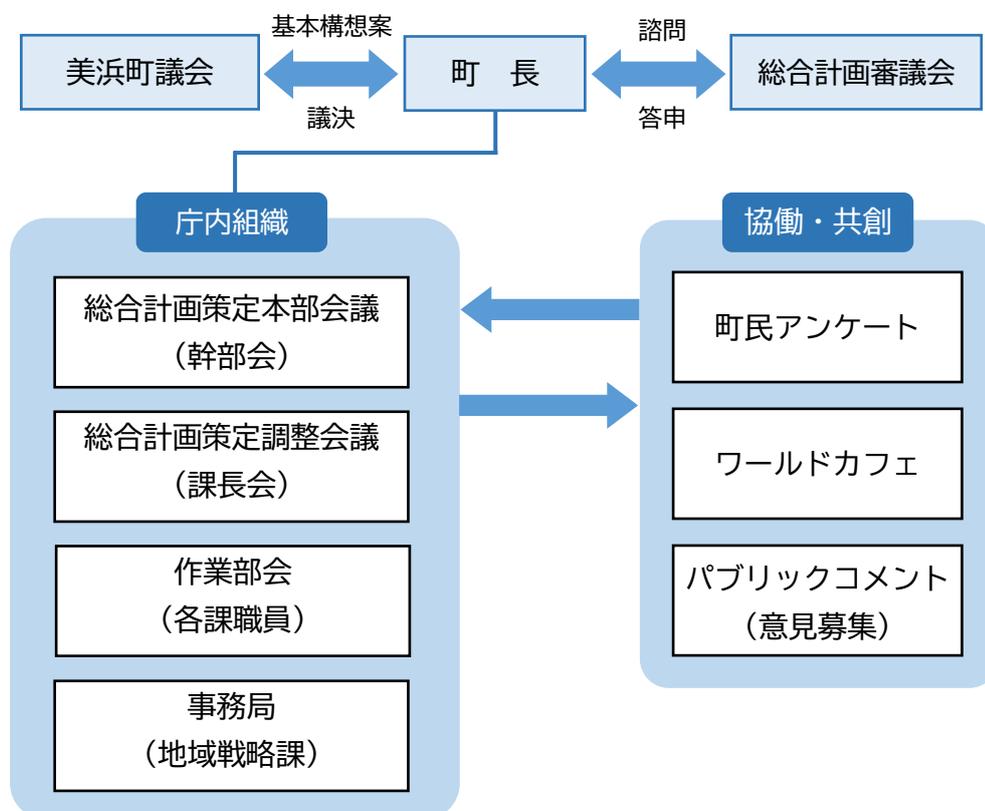
第6次美浜町総合計画について（答申）

令和7年6月2日付け美地発第373号で諮問のありました第6次美浜町総合計画（案）について、慎重に審議した結果、令和17年度を目標とする本町の新たなまちづくりの指針にふさわしいとの結論を得ましたので、ここに答申します。

なお、町の将来像である「笑顔つながる 健康ひろがる 輝くまち みはま」の実現に向けて計画を推進することを要望します。

第6次美浜町総合計画策定組織体制図

(1) 組織体制図



(2) ワールドカフェについて

令和7年2月8日（土）、美浜町生涯学習センターにおいて、「みはまの未来を考えるワールドカフェ」を開催しました。ワールドカフェとは、カフェのようなリラックスした雰囲気の中で少人数に分かれて自由に語り合い、参加者を入れ替えながら対話を深めていく手法です。

当日は、「美浜町の魅力は何か」「私たちが共感できる美浜町の魅力はどんなことか」「将来世代に残したい・磨きたい・新たに生み出したい美浜町の魅力は何か」といった3つの問いを起点に、世代や立場を超えた率直な意見交換が行われました。

対話を通じて浮かび上がったのは、「人と人がつながるまち」への強い期待です。将来の美浜町や人の姿として最も多く挙げられたのは「交流・つながり」に関する意見（11件）で、次いで「自然」（4件）、「農業」（3件）、「移住」（2件）と続きました。

また、将来像の実現に向けて「明日からでもできること」として、交流・つながり・地域活動への参加を挙げる意見が13件で最も多くなりました。

第6次美浜町総合計画
2026▶2035

令和8年3月 発行

発行 愛知県知多郡美浜町

編集 美浜町総務部地域戦略課

〒470-2492

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地

